

○会津若松市温泉地域活性化基金条例（案）

（設置）

第1条 本市の東山温泉及び芦ノ牧温泉の修景に要する資金に充てるため、会津若松市温泉地域活性化基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、会津若松市税条例（昭和29年条例第9号）第141条の規定により課する入湯税であって、同条例附則第26条の規定により税率の特例が適用されるものに係る収納額のうち、税率の150円を超える部分に係るものに相当する額とし、毎会計年度の会津若松市一般会計の歳出予算の定めるところによる。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用基金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、会津若松市一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）に計上して、東山温泉及び芦ノ牧温泉の修景に要する経費に充てる。ただし、収益の額が修景に要する経費の額を超過した場合は、当該超過額に相当する額を予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（失効）

2 この条例は、令和19年3月31日限り、その効力を失う。